平成２７年（フ）第１３６９号
札幌市北区北23条西６丁目２番58―703号
債務者　金山　義昭
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２７年（フ）第１８６号
群馬県前橋市関根町719番地　プチスタイル関根町
債務者　山崎　孝一
1　決定年月日時　平成27年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係
平成２７年（フ）第２１６号
群馬県前橋市茂木町176番地２　ドルフ天神Ｃ―201号
債務者　鶴貝　健一（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成27年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係
平成２７年（フ）第２１７号
群馬県伊勢崎市三室町4609番地１　Ｌｉｅｎ306
債務者　杉崎　正春
1　決定年月日時　平成27年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係
平成２７年（フ）第２２３号
群馬県佐波郡玉村町大字五料465番地24
債務者　横山　洋子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成27年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係
平成２７年（フ）第２２７号
群馬県伊勢崎市西小保方町484番地30
債務者　瀧澤　　隆
1　決定年月日時　平成27年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係
平成２７年（フ）第２２８号
群馬県伊勢崎市北千木町1875番地
債務者　山田ヒロ子
1　決定年月日時　平成27年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係
平成２７年（フ）第２３６号
群馬県伊勢崎市太田町711番地６　モンパレス伊勢崎第２―２―101
債務者　宇野　隆之
1　決定年月日時　平成27年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係
平成２７年（フ）第２７９号
千葉県船橋市前原西８丁目27番31―208号
債務者　西根　成孝
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２７年（フ）第５８８号
千葉県市原市姉崎2060番地
債務者　谷脇　　実
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２７年（フ）第６４８号
千葉市緑区おゆみ野有吉16番地10　アイコープⅠ―102号
債務者　中生　妃代
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２７年（フ）第６６１号
千葉県市川市湊新田２丁目３番24―102号（ベルソフィア）
債務者　秋葉はる子
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２７年（フ）第６８８号
千葉県市原市金剛地1567番地３
債務者　中島喜代子
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２７年（フ）第７０５号
千葉市花見川区畑町679番地１　ヒルズアクレイム203号
債務者　木村　直樹
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２７年（フ）第７１３号
千葉県市原市五井1883番地１　小高荘14号
債務者　溝宮　　隆
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２７年（フ）第２６４号
相模原市南区相南２丁目７番12号　プラザドゥコスタ105号
債務者　佐々木清春
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部
平成２７年（フ）第３０５号
相模原市緑区下九沢1396番地１　ブルーロッサ106号
債務者　後藤みさ子
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部